

道路占用許可書の偽造防止について

道路に水道管を埋設するため掘削工事を行う場合、看板や足場を設ける場合など継続して道路を使用する際は、道路管理者に道路占用許可申請書を提出し、道路占用許可書の交付を受けなければなりません。また、管轄の警察署にて、交付された道路占用許可書の写しを添付し、道路使用許可も得なければなりません。

近年、道路占用許可書の偽造事案が発生しており、こうした不正行為を防止するため、関係者の皆様におかれましては、以下の点に留意していただきますようお願いいたします。

申請者・施主の方々へ

・水道管の引込工事や看板の設置工事等で道路占用許可申請手続きを工事会社に依頼する場合、工事着手前に道路占用許可書を原本にて確認するようにしてください。

水道、ガス、電力、通信等関係法人の方々へ

・道路占用許可申請を別法人に委任した場合は、道路占用許可書を原本にて確認するようにしてください。また、道路占用許可申請および道路使用許可申請にあたっては、複数人での書類確認を行っていただきますようお願いいたします。

・道路占用許可の内容に変更が生じる場合は、速やかに変更手続きを行ってください。

工事施工者の方々へ

- ・道路占用許可書の交付を受けた場合、申請者・施主に原本を提示してください。
- ・別法人が道路占用許可申請を行った場合、着工前に許可書の原本を確認してください。
- ・工事中は道路占用許可書を携帯し、必要な際にはすぐに提示できるようにしてください。
- ・工事の期間(工期)が延長になる場合は、事前に工期延期の申請を行ってください。

《道路占用許可書の偽造の例》

過去の道路占用許可書をベースに、工事期間や許可日等を切貼りして複写し、使用した。

**道路占用許可書に疑義が生じた場合は、許可書の発行元である各道路管理者へご連絡ください。
町田市道の場合は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。**

お問い合わせ先
町田市役所 道路部道路管理課許認可係
TEL 042-724-1149(直通)